

令和4年度第6回世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会 会議録（要旨）

- 【開催日時】 令和4年7月13日（水）18：30～20：30
- 【開催場所】 世田谷区役所第2庁舎5階 第4委員会室
※西郷委員長、植木副委員長、千葉委員、奥田委員はオンラインによる参加
- 【出席委員】 西郷委員長（学識経験者）、植木副委員長（学識経験者）、千葉委員（学童保育クラブ父母会連絡会）、奥田委員（青少年委員会）、清水委員（山野児童館）、白石委員（松沢児童館）、平塚委員（経堂小新BOP）、宮川委員（障害施策推進課長）
※オブザーバーで児童館長、株式会社ベネッセスタイルケア 田端さん、社会福祉法人共生会 SHOWA 角田さんが参加
- 【事務局】 子ども・若者部長、子ども・若者部子ども・若者支援課、子ども・若者部児童課、教育委員会事務局生涯学習部長、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習・地域学校連携課長
- 【当日配布資料】 ・世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針（案）
・令和4年度第5回世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会 会議録（要旨）

1 開会

事務局： 第6回世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会を開会する。世田谷区内で民間学童クラブ運営されておられます社会福祉法人共生会SHOWAと株式会社ベネッセスタイルケアの方にオブザーバーとしてZOOM参加していただいている。

2 資料確認

3 内容

委員長： 本日が最終回となり、まとめの討議をしていくことになる。みなさまからご意見をいただきたい。

副委員長： 前回の委員会で、意見の反映に関しては、一任をしたので、その今回はその修正ということによろしいかと思う。

煩雑な作業があったかというふうに思うが、お忙しい中修正をいただき感謝を申し上げたい。

1点、意見がある。P14のコラムについて、主体性と自主性についての説明があるが、主体性に関してはP14の上の風船のところにもキーワードで載っているし、この運営方針案の文面の中にも、主体性という言葉の重要さが述べられているため、これについては、ここで解説があってもよろしいだろうというふうに思う。

一方で、自主性というキーワードに関しては運営方針案の中でキーワードとして、ほぼ出てこない。P13に自主的という言葉が出てくる程度。そのためP14のコラムの説明は、主体性の解説のみでよいと思う。

加えて、主体性の解説文の出典も明らかにできるとより説得力が増す。

委員長： 副委員長がおっしゃったところについては、私もなるほどと思って伺っていた。

P14の内容がちょっとちぐはぐしている気がする。冒頭には資質能力について記載しているが、下2行の文章には遊び、学びという資質能力と違うことが書いている。また、風船の中で説明があるものとないものがある。

副委員長からは主体性、自主性についての説明があるけれども、本文との関連が見えないという意見も踏まえ、P14を改善するとしたら、主体性については説明を加えるが、この風船の群像をできちんと整理すれば、2ヶ所で主体性を説明する必要はないと思う。この風船の群像は中途半端な出来上がりで未完成な感じがするので、調整する必要があるということになると思うがどうだろうか。

副委員長： 委員長のご提案の通りでよろしいかと思う。

委員： 前回、遊びと生活について、議論させていただいたが納得はしているのでご了解願いたい。

案については、前半に子どもの遊びに関する記載が多く、ここまで書く必要があるのか気になる。

また、P7 2の④、P13 3にある、「子どもが成長に合わせて自主的に放課後の居場所を選択し、主体的に過ごすことができるように」という表現について、小学校低学年の子どもに対して、「自主的に」という表現は気になる。保護者としては、コラムか何かに、「家庭で十分話をして、子どもの意見を尊重して」というような内容を記載してほしい。前回もそういった話があったと思う。そうすれば、「自主的な放課後の居場所選択」の意味合いがよくわかると思う。

P15 2①について、「お迎えの時の会話」とあるが、これだけを見ると、学童クラブはお迎えが必須なのかと受け取れるのでこの部分は削除したほうがよいと思う。

P18 5について、小学校内にある新BOP学童をイメージしているのか、誘致しようとしている民間学童クラブをイメージしているのか、この文章だけだとあやふやに見える。

今まで聞いた範囲だと、小学校内の新BOP学童に関しては、従来通り公営だと理解しているが、それを外部に委託ことを考えていらっしゃるのかどうかをもう一度確認させていただきたい。

P21 ⑤について、小学校内の新BOP学童であればこの新BOP学童の場所で全く問題ないが、誘致しようとしている民間学童クラブに関しては、どこの小学校の新BOP学童連絡協議会を使うのかがあやふやであるため、はっきりさせておいた方がよいと思う。

P22 2について、新BOP学童には東日本大震災後に策定された安全対策マニュアルがあるはず。その内容はアレルギーや震災の対応まですべて書かれてされているので、それに準じるというような言葉があってもいいと思う。

委員長： 1つ1つ確認をしていきたいと思う。

「前半に子どもの遊びに関する記載が多い」という点について、私も改めて国の指針を見ましたところ、7ページ 2①～④に成育支援の基本につ

いて4つ書かれているが、国の指針ではさらに保護者に対しての支援が基本の中に書き込まれてはいたはず。その扱いについて後で相談をさせていただきたい。

P7の自主的という表現については委員がこれまでおっしゃっていたが、これについては、放課後生活の自立支援を、学童に在籍している時からやっており、当然、職員の方たちも行うが、保護者の方たちと共にやるのだというような表現がよいと思った。

④について、世田谷区としては「自立」という言葉がキーワードということであったが、区民の理解がまだ十分ではないなということもあり、自立支援という言葉のトーンが下がってきている。

ただ、わかりやすく言うのであれば、それはそれで必要な支援だと私も思うので、「自主的に」という言葉は取ってしまい、放課後生活の自立支援を行うのだということを趣旨に入れ込むということで、委員いかがか。

委員： そういうことであれば、全く問題ないと思う。

委員長： 他の委員はいかがか。

副委員長： 同じ文章がP13 3行目にも出てくるが、ここも「自主的」という削除する形でよろしいか。

委員長： 皆様よろしいか。はい。では副委員長をからのご指摘も含めてということにする。

P13は、「自主的に」という言葉を取り、放課後の日常生活の自立支援を保護者とともにやるのだという趣旨で書いていただく方向になると思う。

P18運営主体について、P21新BOP連絡協議会等の活用について、P22安全対策マニュアルについて事務局にお願いしてもよいか。

事務局： 新BOPのP18運営主体については、基本的には直営ということで民間への委託などは考えてごさいませんので直営でそのままいくことになる。

P21新BOP連絡協議会等の活用について、基本的には近くの新BOP学童クラブから多くの児童が通うことが想定されているので、学校や新BOPとの連携を考えていくにあたって、その媒体として新BOP連絡協議会を活用し、そこに参加していただくことによって連携が図れるのではないかと考え記載している。運用の方法等については検討させていただければと思っている。

P22安全対策マニュアルについて、こちらは新BOP学童クラブの安全対策マニュアルになるので、基本的には新BOP学童クラブがこのマニュアルに沿う形になる。事業者はそれぞれのそういったマニュアルを作成して実施していただくことになるかと思うので、新BOPの安全対策マニュアルを使ってくださいという記載にはならず、しっかり安全対策ができるようなマニュアルを作成してくださいという形になると思っている。

今回の記載ではそこまで具体的なところまで記載できておらず、日常的な安全管理体制を作っておくというような表現にとどまっている。

委員： 安全対策マニュアルは、新しい事業者に参考として提供されるというふうに解釈してもよろしいか。

- 事務局： 中身をもう 1 回確認をしてみるが、必要なところについては参考としてお見せすることはできるかなと思っている。
- 委員： 私もコピーを持っているが、公開してまずいような内容ではないと思うので、ぜひ新しい事業者の方にも提供し、参考資料として提供していただいて、そのアレルギー対策や震災対策、防犯対策、飢餓の対策など細々書かれているのでぜひ提供していただきたい。
P 1 5 2①の「お迎えの時の会話」についてはいかがか。
- 委員長： ここについては、区のお考えを先に伺いたい。
- 事務局： 委員のご指摘の通り、確かに新BOP学童クラブについては、お迎えを必須とするわけではないが、実際にお迎えに来られた時には保護者の方とお話するため、それを例示として書いている。民間事業者等でお迎えがあるかどうかはわからない部分はあるが、事業者ごとに違うこともあるため、そのような誤解を生じるのであれば、ここは削除するという手もあるのかなと思っている。
- 委員： 実際の運用でそういうことがあったとしても、誤解の可能性がかなりあると思うので、削除した方がいいのではないかと思う。
- 委員長： 委員の皆様、いかがか。
- 委員： お迎えの時、私達職員はできるだけ時間を割いて特に意識をして対応する気持ちを持っているし、参考までにということであれば、私は必要ではないか考える。
- 委員長： お迎えと書かずに、「保護者が学童クラブを訪れた時の会話」と書けばよいか。
委員は、保護者が来所するというのはとても大事な機会なのだという趣旨でおっしゃったと思う。
委員のおっしゃるように、「お迎えの時」と限定されると、お迎え行かなければいけないことになるのかと誤解が生じるということであれば、「保護者が学童クラブを訪れた時の会話」と記載するのはどうか。
- 委員： それでよいと思う。
- 委員： 私もそれで異議ない。
- 委員長： それでは委員お願いします。
- 委員： P 1 4 はちぐはぐだと思っていた。
また、お迎えのことに關しては、保護者の立場としては対面でそのときの様子を聞けたりするのはとてもいい機会なので、お迎えのときの会話という形ではなくても、載せていただけたらなというのが、親としての気持ちではある。
P 8、9、1 1 に「合理的な配慮」という言葉があるが、個人的にはピンときていない。前回からどういった経緯で変更になったのか、この言葉が少し冷たく感じてしまう。
- 委員長： 委員がおっしゃったか。
- 委員： 私が意見申し上げた。
行政用語のような印象を与える単語だなというのは確かに感じるので、もし何か言い換える言葉があればいいなと思う。

委員長： これは法律用語になる。ただ、これを言い換えることになると、聞く人によっていろんな理解ができてしまうので、これこそ、「注」つけて、何という法律でこんなような趣旨なのだということを入れておくべきで、誰が読んでもわかりやすくするということがいかか。

委員： ぜひそうしてほしい。

委員： ぜひお願いしたい。

委員長： そうでしたら、委員よろしく申し上げます。

委員： P10のコラムのところで、リスクとハザードっていう項目を入れていただいた。事故防止安心安全ということを私たちは日々懸命にやってはいますが、すべて取り払ってしまうのではなくて、子どもたちが段階的にチャレンジできるようなリスクというものが子どもの成長にとっていかに大切かということもとても大切に思っている。こういうものをこういう方針の中にコラムとしてきちんと入れていただけてとても嬉しい。

階段の何段目から自分が飛び降りることができるのかというのは、1段ずつやってみないとわからない。1回も飛んだことがない子がいきなり5段目から飛んで、けがをする、骨折をする、というようなリスクを一緒に乗り越えて育っていくような、放課後の私たちの仕事としてやっている部分が、よくあらわれているものを載せていただけたなと感じている。

P15 1、2行目「保護者と放課後児童支援員等の信頼関係」について、信頼関係を築くために、私たちは子どもたちが様々な力を育んでいく姿やその過程を、保護者の方と共有していくことによって信頼関係がより良いものになっていくというように理解をしてこの文章を読んでいる。

また、世田谷区の学童クラブでは放課後児童システムという連絡アプリのようなものを取り入れたことによってやはり現場と保護者の方が言葉を直接やりとりする機会が少し減ってくるという、利便性や事務軽減とはまた別の側面としてそういうことを感じている職員がたくさんいる。そういう意味では先ほど皆さんに整理していただいたように、対面で言葉を交わすことの重要性をここに残していただけたということをととても嬉しく感じている。

P21の新BOP連絡協議会の活用に関してはおそらく大規模な新BOP学童クラブの規模を適正化していく過程の中で民間の学童クラブを誘致した場合などをイメージしているが、やはり学校での様子や放課後の子どもの様子を今後も共有していく場面の一つとして連絡協議会もしくは新BOPと民間学童クラブの連携というのが子どもたちにとっては大切になるかなと思う。世田谷区の保育園がやっているような民間の保育施設を公立の保育園がサポートするところまでは踏み込めないとは思いますが、何らかの形で連絡協議会に近隣の民間の学童クラブの方が、出席して、学校や地域を含めた子どもの様子を寄与していただくということが役に立つだろうと感じている。

委員長： P10のコラムは神奈川県青少年指導者養成協議会作成の抜粋と思われるが、副委員長がいらっしゃり、国の学童クラブの運営指針の解説書にも、同じくリスクとハザードの説明があるため、事務局が神奈川県青少年指導

者養成協議会作成の抜粋を使いたいということでなければそちらを使用されたらどうか。

副委員長： 一任する。

委員長： 事務局としてはいかがか。

事務局： 国の解説書の方にも書かれていることを確認した。ただ、文章として長い部分もあるため、そのまま入れるかどうかは確認して検討する。

委員長： 報告書の総面積のうち、約3割ほどがコラムであるため、コラムの扱いを後で皆さんと相談しようと思っている。

また、委員のお話を聞いて、P15 1の1行目から2行目にかけて「子どもの特性や気持ちに～共有する」の後に句読点がされているが、「共有することを通じて～」というようにして後ろの文章とうまくかみ合うように調整してほしいと思った。「共有すること」と「信頼関係を作ること」は別物ではなくて、関連づけたいというご主旨だったと思うので、このように関連づけるということで委員はいかがか。

委員： 普段からとても大切にしている部分なのでぜひそのようにしていただきたい。

委員長： 他の委員の方はいかがか。そのような扱いでよろしいか。では、そのような形にする。

もうひとつ、委員のご意見のP21の連絡協議会については、④⑤に情報交換や意見交換をしながら新しい学童クラブを運営して欲しいという思いが書かれている感じはする。また、保育園の方で民間委託になったところを行政が巡回して指導する方法に対して、いい面もあるが、よくない面もあるので、現状のままでもよいかと思う。委員いかがか。

委員： 文章としてはこのままで大丈夫だが、今後大事なことになる部分だと思う。

委員長： その工夫は、これから現場実践的にどういう関わりを作っていくのかということはお考えいただかないといけないところだと思う。では、委員お願いします。

委員： 委員長は、コラムが、少し多いという感想を持たれていたが、私はコラムがあって非常にわかりやすくいいなという感想を持った。現場職員が確認することを想定して、理念や目指すところの理想というのは高いところにあってしかるべきだと思っているが、このコラムは実務に近いところで、注釈を入れてくれていると感じている。リスクハザードもそうで、特に、P13のコラムに関しては、本当に私たちが、目指すべきものはここだよということを示してくれているなと感じる。という意味で、コラムの分量が多いところもあるので、そこはもう少し縮まるものがあれば、縮めていただいても構わないかなと思う。それとあわせて、そのコラムにカモさんマークがついているものと、ついていないものがあるので、差別化を図るためにもすべてのコラムにカモさんマークを付けると職員がわかりやすいものになると感じた。

委員長： コラムの話が出たので、ここで意見交換をしておきたいと思う。いろんな思いを書き込みすぎると、かえって思いが伝わらなくなるので文章作法上あまり良くないと考える。つまり、コラムを入れすぎると逆に本文の流れ

が見えなくなってしまうということがある。コラムといってもいろんな性格のものがあ、注釈的なものや実践の例など、なんでも入れてしまうと読みにくい原因になる。一般的に文章については、注はあまり多く入れず、本文の分量を多くして、注がすごく大きくなるようであれば、後ろの資料に送るような形で、本文中のコラム的なものはなるべく最小限にした方がいいと思う。この塩梅の議論まではここではできないので、読み手が読みやすいように、体裁を整えるということによろしいか。

事務局： はい。

委員長： 思いがあるのはとてもわかっている。現場の方たちの思いがずっしり届いているので、そこは大事にしながらまとめていきたいなと思っていた。では、委員お願いします。

委員： 皆様のご意見を聞いて、私がストンと落ちる文章でも、いろんなことを皆さんは感じるのだなということで、とても勉強になっている。「合理的配慮」という言葉が出てきたが、私自身はここに載せてもらってよかったなとは思った。職員として、いろんな研修を受ける中で、「合理的配慮」という言葉がかなり出てくる。実際にすることはそんなに難しいことではなく、騒がしい子が苦手な子がいた時に一緒に居られないから、ちょっと別の場所を作ってあげようねというような、そういう小さなことからやっていくというところで、そういうことをみんなで作っていきこうところを載せてもらえるのはとてもいいことかなというふうに思っている。

P 1 3 のコラムで、自立に向けてという言葉はとても誤解されやすい言葉だが、こういった取り組みをしているということが載せてもらえたのもありがたいと思っている。

また、連絡協議会の話が出たが、例えば民間学童クラブが近くにできた時に連絡を取り合ったり、協力をし合ったりできるような情報交換をする場として確立されているととてもいいなと思った。

委員： コラムに関しては、この思いどこに載せていただくかはどこでも構わない。また、チェックリストを今後作っていくと思うので、そことの関係性もあると思っている。何を取捨選択するのかをお任せしていきたいなと思っている。

委員長： そうでしたら、委員お願いします。

委員： P 1 2 に「配慮を要する子ども」と、「特別な配慮を必要とする」と使い分けていることで理解をした。P 1 6 にソーシャルワークのコラムが、入っているが、結構の分量を取っているのですが、運営方針ではなく別の形で何かこうやっていくのかなと思いながら読ませていただいた。

委員長： 私の方から気づいたことをお伝えさせていただく。

P 4 2 の②3行目で「意向表明とその受け止め」とあるが「意向表明とその受け止め方」だと思う。

P 4 2 の⑨3行目で「子どもが成長し発達する力を尊重し」とあるが、これは成育支援の言葉の説明である。「子どもが成長し」というのは、一般的には身体的な成長を言う。「発達」、つまり精神的な成長については「育つ」という言葉で表現をするので、成育のことであれば「発達」ではなく

て「育つ」に変えた方がいいと思う。

P 5の理念の位置について、「はじめに」と「第1章 総則」の間にある。この位置だと、運営方針の理念だということはわかるが、本来は第1章の総則の2の最初に入ってくるべきものだと思う。その理念があって①対象児童があって、②成育支援になって、③社会的責任がある。その理念のもとに、これ以降が全て影響を受けているということなので、これは皆さんにご意向を確認したい。

副委員長： 前回の委員会でもこの位置にあることを踏まえると、事務局の方で意図的にこの位置にすると判断された気がするがどうだろうか

委員長： では、事務局にお答えいただく。

事務局： ここに入れなければいけないということはないが、区の子ども計画など、計画を作るときの理念は概ねこのような位置にさせていただいているということで、まず理念をお示ししてから本文に入っていくような形にさせていただいている。

委員長： これは見せ方なので絶対こっちなきゃいけないということはないが、文章の流れからいうと、P 7にあった方がよい。あとは見せ方なので現行のままでいかがか。副委員長が「はい」とおっしゃっているので、よろしいか。承知した。

P 7 2の③について、「放課後児童健全育成事業の社会的責任」と書いてあるにもかかわらず、内容は子どもの意見表明のことしか書いていない。国の指針では「子どもの人権に十分配慮し」とか、「子どもの尊厳を尊重するとともに」と書いてある。その前文がないと、社会的責任は意見表明を受けとめるということしかないということになってしまう。国の考え方を踏まえて、子どもの人権、場合によっては最善の利益でもよいが、十分配慮して子どもの尊厳の尊重をということがあった上で、子どもへの意見、子どもの意見表明、意向表明支援ということがあった方がいいと思うが、よろしいか。はい。もし後で異論があればお聞きするが、このような扱いということにさせていただく。

P 7④は、すでに委員がご指摘いただき、私も似た意見であった。

P 9の5はP 11の5とリンクしてくるが、P 11は健康ということを意識して書いてあるが、P 5は「人が生きる一生のうちの一時期として、今の姿をとらえ長期的な視点で子どもの育ちが見守られている場所」とあり意味合いがよく分からないので、P 11の5の内容を踏まえて、P 9の5を書き直した方がよい。

P 11③ 第2段落2行目 「発言した内容(意見や意向)」とありますが、思いを受けとめるということなので、「発言した内容や思い」と書かないと口から出た言葉しか受け取らないような誤解を与えてしまう。

P 12(2)について、委員にもご意見を伺いたいが、(3)では虐待等について子ども家庭支援センターや児童相談所など代表的な機関が書いてある。(2)について、障害関係についてはぜひ他機関との連携をしていただきたいと思います。例えば、2ヶ所で行われている保育所等訪問支援事業等との連携対象となる事業名を入れたほうがいいのではないかと。

る必要はないが、例示として（３）の子ども家庭支援センターのように事業名を入れた方がいいと思うが委員はいかがか。

委員： 世田谷区には発達障害の支援センター「げんき」というところがあり、子どもがいる場所に対して技術的なお話を行えるので、対象になるかなと思う。

委員長： 委員のみなさまはいかがか。「げんき」の事業名を書くかどうか別として、代表的な機関として一つ（２）のところに書き込むということでよろしいか。事務局はいかがか。

事務局： 実際にいろんな配慮を要する児童の支援で、発達障害支援センターの「げんき」の方が訪問していただいている話を聞いたりしているので、民間の放課後児童健全育成事業者が入った時にどこまでできるのかとところを含めて委員と相談させていただき確認してみたいと思う。

委員長： ぜひ前向きにご検討いただければと思う。

P 1 6 のコラムについて、これは抜粋を合体しているように見える。どこからどこまでが抜粋で合体かが分からない。副委員長がおっしゃったのは、要は出典を明らかにして、どこから出たのがどの文章だということが、わかりやすくした方がいいということだというふうに思う。似たようなところが他もあったので、少し整理をした方がよい。

P 1 8 4 の（３）について、保護者への説明は当然だが、入所前の説明や、見学に来たりなど子ども自身にも情報提供している。子どもにもそういう機会を提供するという必要だと思うので、（３）じゃなくてもいいので４番のどこかにそれを入れることは可能か。ないしは不必要か。世田谷区には発達障害の支援センター「げんき」というところがあり、子どもがいる場所に対して技術的なお話を行えるので、対象になるかなと思う。

委員： 新BOPの現状として、新一年生入会の時期は、ほぼ必ず保護者を対象に説明会を開いている。ただ、対象児童を施設に呼んで見学させるとか、場所慣れをさせるということは、各BOPのやり方に任せているところ。必ず呼んで来てもらうということはしていない。途中入会に関しても同じ扱いになっている。就学時健診等の時にはぜひ見学をしてくださいと周知をして見学のお誘いは出している。

委員長： 無理やり全員ということは無くてもいいと思うが、可能な限り子ども自身に対してもわかりやすく説明しておくということは、子どもの権利条約の趣旨に合致しているかなと思うので、どういう表現になるかは別として、保護者だけではないぞというところはある。

委員： 最近は就学時健診に新BOP見学を各新BOPでやっていると思う。

それだけでは不十分なので、我々保護者団体が11月に新一年生向けに各学校ごとの説明会を行っており、ここ2年はオンラインでやっているが600人ほどの参加がある。

入所希望者7000人のうち、新一年生が3000人ぐらいいるが、そのうちの約600家庭ぐらいが我々の説明会に参加している。最終的には3月の第3週ぐらいの土曜日に全保護者に対して説明会を各新BOP開いて

いるのが現状。

委員長： どこまではっきり書くかは別として、子どもへの情報提供の機会は失わないようにしたいと思うので、ここの書きぶりは事務局に任せたいと思うが、子どもに対しての説明をするという姿勢が少しでも見えるといいかなと思った。

P19 6について、「放課後児童健全育成事業の成育支援の内容を踏まえ」とあるが、これは「本運営方針の内容を踏まえ」の方がわかりやすい。また、5行目に「経過等をチェックし」とあるが、表題は「評価」なので、「経過等を評価し」だと思う。

P23について、先ほど事務局からはすでにあるものを整理したという話だが、これは何かの規定があるのか。

区の中で、大体こんなところだろうというように合意形成されていると理解してよろしいか。

事務局： 国の運営方針に採用するにあたって注意するところを書いてある部分と、区の基準の条例に書いてあるところから入れてきているものなので国と、区の部分が両方入っている部分にはなるが、区としてこういった職員が望ましいというふうに考えている。

委員長： 承知した。

P25 四角で囲われている部分はコラムか、それとも本文か。また、これはどこから出てきたのか教えてもらいたい。

事務局： 先ほど申し上げた職場倫理の部分につきましては、これは国の運営指針から抜き出してきているが、放課後児童支援員等に求められる姿は、保育の質のガイドラインに記載されている部分を参考にして入れさせていただいているものですので、こちらの方は、何かでオーソライズされているとかそういうものではない。

委員長： そうすると、これはあちこちに書いてあることが書かれていて、そこだけに書かれていることも一部入っているし、以前に書いていることも入っているので、もし出典が明らかで、こういう委員会で作られましたということがあれば、注として入れておく。こういうところからこういう姿が求められていますということで入れといた方がいいと思う。ないのであれば、他とダブっており、先ほどの副委員長が指摘された「自主性」「主体性」の件とやや似ていて、他で書かれたり一部他で書かれたりということがある中で、ここでまた改めて説明すると屋上句な感じがする。そのため、これは取った方がいいと思うがどうか。

事務局： 各委員の皆様が取った方がいいということであれば今回は削除させていただきたいと思うがいかがか。

委員長： P25 以前で言っていることと重複する気がするので取ってしまった方がいいと思うが、委員の皆様いかがか。

事務局： 頷かれている方が多いようなので削除させていただく。

委員長： 削除するにあたって、ここは他に書かれてないところがあれば、それはどこかで反映してもいいと思う。重複することが読みにくくさせているという趣旨なので、事務局にお任せはするが、基本的には削除と

いうことでお願いしたい。

私の方からは以上となる。今回は時間切れになってしまって大変失礼なことをしたが、オブザーバーとして社会福祉法人共生会SHOWAさん、ベネッセスタイルケアのお二方がいらっしゃるのをご感想をお聞かせいただけたらと思う。社会福祉法人共生会SHOWAさんからお願いしてもよろしいか。

オブザーバー： 第2回のより一緒に参加いただき、大変貴重な機会をいただきましてありがとうございます。運営方針には理念と目標がしっかりと記載されて、皆様の学童に対する思いが反映された立派なものであると感じている。特に児童館の皆様のお話等を聞くと、やはり一人一人のお子さんの特性や意見を大切に、本当に安心して過ごせる場の提供ということを考えていて、その提案は私どもと同じ思いだなと感じていた。

意見として、連絡協議会の活用について、私どもの法人の学童保育以外にも、保育園やおでかけひろばやお子さんの一時預かり、それに伴って発達相談室というものを運営しており、この四つあわせて子育てステーション世田谷というものを私ども運営させていただいている。

1法人で1保育士の保育所だったりするので、その施設長はなかなか自分の悩みや思いを共有できる場がない。施設長、特に保育園の園長等を見ていますと、やはり園長会というものをすごく大切にしている、そこにおける情報交換、或いは悩みの共有といったところで、貴重な場であるとよく言っている。そういった学童においても連絡協議会がそのような施設長の情報交換の場になればありがたいなと感じていた。

配慮を要する子どもへの支援というところでは、先ほど申し上げた通り、こちらでステーションという形で運営させているので、発達相談室というものを持ち合わせている。そこには公認心理師がいるので、私どもの保育園や学童に関しましても、成長がちょっとどうなのだろうかということを前提に見ていただいた方がもしかしたらいいのかもしれないという時には、保護者の方にそういう形のものがありますよというようなご紹介をさせていただいているので、「げんき」という機関があるけれども子育てステーションというものもご活用いただけたらなと思った。

オブザーバー： 今回まで何回かオブザーブをさせていただき、世田谷区の皆様が育成ということではなくて生育というお子さんを主体とした考え方で今回の指針を検討されているということが、素晴らしいなと思うとともに、それがすごく嬉しいなと思い聞いていた。弊社は放課後児童健全育成事業として、届けをさせていただいている民立学童っていうのをやらせていただいている、弊社の運営が今回の指針に見合ったものになるのかというところについて身が引き締まる思いで聞いていたが、本当に子ども主体という思いは一緒だったので、何か心配なことがあるということもなく安心している。新BOP連絡協議会さん等の連携など、自治体様にいろいろなご指導いただけるというのがすごい民間事業者にとって大切だなと思っており、弊社は他区で、民間学童で補助金ありというものを複数やらせていただいているが、その価値は自治体様からのご指導または館長など、そういう方々に

いろいろ地域のことを教えていただくことでのレベルアップができていかなと思うので、ぜひ世田谷区でもやっていただける指針になっているというのは嬉しいなと思った。

この指針で2点ほど、私達が考えないといけない点はあったので、そこを参考までにお話さしていただく。

現在小学校4年生以上の受け入れもあるので、今回の指針が3年生までと、配慮が必要な6年生までということだったので4年生以上をどのように定義していくかが、私たちは宿題だなと思っている。

あと、配慮を要するお子様を公立の委託で運営している所は受け入れをもちろんでいるが、民設民営の場合、配置するための補助がない自治体が多いため、現在、受け入れがなかなか簡単にできる状況ではない。指針に載っておりいうことは、そういうものも受け入れることを検討して私たちも準備をしていかないといけないなと思った。

委員長： まとめに入っていきたいと思いますが、今日が最終回なので、皆様の方から特にということがなければですが、よろしいか。はい。それでは本日の会議録について、事務局の方からご説明をお願いしたい。

事務局： 本日の会議録につきましては事務局で作成いたしまして、要点につきまして委員長と調整させていただいた上で後日、皆様にお送りさせていただきます。なお第5回の会議録につきましてはご確認ありがとうございました。本日資料の最後におつけしておりますけども、一部記載の誤りがあったということでもうすでにご指摘いただいている部分もありまして、そこについては修正させていただくが、その他まだお申し出いただけてない方はいらっしゃるか。

副委員長： 郵送でいただいた会議録の印刷物見ますと、途中で発言者と文面がずれている。ここは修正をかけられるということではよろしいか。

事務局： そちらについては修正させていただきます。申し訳なかった。

副委員長： 承知した。

事務局： 他になればそちらの方を修正させていただき、確定版という形にさせていただければと思う。確定しましたものにつきましては、委員の個人名を伏せた上で肩書きのホームページの方に掲載させていただきます。

また、前回の確認になるが、チェックリストや子ども版の運営方針については、運営方針が確定した後に事務局の責任で作成させていただきます。

皆様のおかげをもちまして今回のご意見を踏まえまして検討委員会としての運営方針を完成させていただくことになる。委員の皆様には令和3年12月の第1回から6回の長きにわたりましてご協力を賜りまして、ありがとうございました。なお最終版につきましては委員長に確認した上で、委員の皆様にもメールでお送りさせていただきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。私からの説明は以上。これで終了となる。長い間ご参加いただきましてありがとうございました。

4 閉会